

事務所ニュース [No.256]

登録支援機関・申請取次

外国人労働者の技能実習生が3年終了後、一時帰国せず、特定技能に変更すると通算5年間日本国内で仕事ができます。登録支援機関を経て出入国在留管理庁へ**在留資格変更許可申請**が必要です。当事務所は登録支援機関、申請取次の登録をしています。手続きは、当事務所で！！

手続き



新型コロナウイルス対応助成金

—労働者を雇用する事業主の方へ—

◎雇用調整助成金

特例措置 → **2021.4.30 まで延長**

上限15,000円 ※その他の要件は変わりません

◎緊急雇用安定助成金

学生アルバイト・パート労働者も対象

週の所定労働時間が20時間未満の労働者



健康保険・厚生年金保険の保険料が変わります

—令和3年3月分から—

介護保険に該当する者 **11.70%→11.63%**を労使折半

介護保険に該当しない者 **9.91%→9.83%**を労使折半

※厚生年金は変わりません **18.3%**を労使折半

新助成金

トライアル雇用助成金

—新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース—

★助成金の支給額

- ・対応トライアルコース 月最大**4万円**（最長3か月）
- ・対応短時間トライアルコース 月最大**2.5万円**（最長3か月）

★対象労働者

- 1、令和2年1月24日以降新型コロナウイルス感染症の影響により離職
- 2、離職している期間が3か月を超えている
- 3、就労経験のない職業に就くことを希望している

※詳細は当事務所にお尋ねください。

社会保険労務士法人オフィスCOA・中小企業労働保険協会・外国人登録支援機関

TEL 0985-25-1200 FAX 0985-25-2378

E-mail : oosaki@bronze.ocn.ne.jp * HP : //www.office-coa.net